

第2号様式（第4条）

廃棄物処理施設（最終処分場）維持管理記録票

（令和8年6月分）

施設 の 名 称		南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場			
施設 の 種 類		一般廃棄物最終処分場			
施設の設置場所		横浜市中区南本牧3番1、4番1地先公有水面			
施設 の 概 要		面 積	1 6 4 , 0 0 0 m ²	埋立容量	4 , 0 0 0 , 0 0 0 m ³
埋立処分量 (t)	一 般 廃棄物	焼 却 灰		不 燃 物	
		9,826		240	
	産 業 廃棄物	燃 え 殻		汚 泥	
		4		41	
		金 属 く ず		ガラス・陶器くず	
		0		69	
		ば い じ ん		そ の 他	
		0		15	
	覆土量	覆土量月計		埋立量月計	
		0		10,624	
残余埋立容量（令和7年度末時点） m ³				310万	
擁 壁 点 検	点検日：	令和8年6月1日 結果：異状なし			
	措置日：	年 月 日 内容：			
遮 水 工 点 検	点検日：	令和8年6月1日 結果：異状なし			
	措置日：	年 月 日 内容：			
調 整 池 点 検	点検日：	年 月 日 結果：			
	措置日：	年 月 日 内容：			
浸出水処理施設点検	点検日：	令和8年6月22日 結果：異状なし			
	措置日：	年 月 日 内容：			

※1 埋立量は、各処分場からの実績報告による。

※2 端数処理の関係で合計が一致しないことがあります。

公共用水域に排出する放流水の水質検査結果

施設名	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場及び南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)			
採取場所	排水処理施設放流口			
水質検査結果の得られた年月日	令和8年6月22日			
項目	単位	採取年月日	検査結果	基準値 ※1
カドミウム及びその化合物	mg/L			0.03
シアン化合物	mg/L			1
有機リン化合物	mg/L			0.2
鉛及びその化合物	mg/L			0.1
六価クロム化合物	mg/L			0.2
砒素及びその化合物	mg/L			0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L			0.005
アルキル水銀化合物	mg/L			検出されないこと ※3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L			0.003
トリクロロエチレン	mg/L			0.1
テトラクロロエチレン	mg/L			0.1
ジクロロメタン	mg/L			0.2
四塩化炭素	mg/L			0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L			0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			0.02
チウラム	mg/L			0.06
シマジン	mg/L			0.03
チオベンカルブ	mg/L			0.2
ベンゼン	mg/L			0.1
セレン及びその化合物	mg/L			0.1
ほう素及びその化合物	mg/L			230
ふっ素及びその化合物	mg/L			15
アンモニア、アンモニウム化合物	mg/L	令和8年6月10日	<0.5	100 ※8
亜硝酸化合物	mg/L			
硝酸化合物	mg/L	令和8年6月10日	3.0	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L			10
フェノール類	mg/L			0.5
銅及びその化合物	mg/L			1
亜鉛及びその化合物	mg/L			1
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る)	mg/L			3
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る)	mg/L			1
ニッケル及びその化合物	mg/L			1
クロム及びその化合物	mg/L			2
1,4-ジオキサン	mg/L			0.5
生物化学的酸素要求量	mg/L	令和8年6月10日	1.2	25
化学的酸素要求量	mg/L	令和8年6月10日	11	25
浮遊物質	mg/L	令和8年6月10日	<5	10 ※6
水素イオン濃度(水素指数)	-	令和8年6月10日	7.1	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L		※2	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L			5
大腸菌数	CFU/ml			800
外観	-	令和8年6月10日	無色透明	※4
臭気	-	令和8年6月10日	無臭	※5
窒素含有量	mg/L	令和8年6月10日	5.9	20 ※6
磷含有量	mg/L			16(8) ※7
措置	年 月 日			

※1 横浜市生活環境保全等に関する条例施行規則 別表第11及び第12

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第一
ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第2

※2 ノルマルヘキサン抽出物質は、鉱油類及び動植物油脂類の合計値を表示しています。

※3 「検出されないこと」は定量下限値未満であることを意味しています。

※4 受け入れる水を著しく変化させるような色または濁度を増加させるような色又は濁りが無いこと。

※5 受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。

※6 環境アセスメントによる基準値が設定されています。

※7 〇内は日間平均値による基準を示しています。

※8 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。